



島根県報

平成18年 7 月 4 日 (火)
第 1,791 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

島根県立大学の学則の一部改正の届出	(総 務 課)	1
換地処分	(農 村 整 備 課)	1
土地改良事業変更計画書の縦覧	(")	2
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(")	3
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(経 営 支 援 課)	3
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用 地 対 策 課)	4

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (2 件)	(環 境 生 活 総 務 課)	6
特定計量器の定期検査の実施	(商 工 政 策 課)	7

告 示

島根県告示第728号

島根県立大学条例施行規則 (平成12年島根県規則第42号) 第17条第 1 項の規定により島根県立大学学則が改正され、島根県立大学長から届出があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成18年 7 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立大学学則の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「、主任研究員」を「、特別研究員」に改め、「研究員」の次に「、准研究員」を加える。

第10条第 1 項中「置き、本学の主任研究員をもって充てる」を「置く」に改める。

第21条第 4 項第 6 号中「主任研究員及び研究員 (以下「研究員等」という。)」を「特別研究員、研究員及び准研究員」に改める。

第23条第 2 項を次のように改める。

2 運営会議の構成員は、別に定める。

附 則

この学則は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

島根県告示第729号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第54条第 3 項の規定により、仁多郡仁多町土地改良区理事長から河内地区における換地処分を平成18年 6 月20日付けで行った旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成18年 7 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第730号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の変更施行について協議があり、同条第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査した結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年7月4日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
奥出雲町	加食東地区客土事業（基盤整備促進事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	奥出雲町役場

島根県告示第731号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年7月4日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
仁多郡奥出雲町小馬木1833 - 103
- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - ㊦ 次の森林については、主伐は、択伐による。
小馬木1833 - 103（次の図に示す部分に限る。）
 - ㊧ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ㊨ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ㊩ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
仁多郡奥出雲町小馬木1637 - 1、1637 - 2、1638、1639、1640 - 1、1640 - 2、1641 - 1、1641 - 2、1642 - 1、1642 - 2、1643 - 1から1643 - 4まで、1644 - 1から1644 - 4まで、1645 - 1、1645 - 2
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - ㊦ 次の森林については、主伐は、択伐による。
小馬木1637 - 1、1637 - 2、1638、1639、1640 - 1、1640 - 2、1641 - 2、1642 - 1、1643 - 1から1643 - 3まで、1644 - 1から1644 - 3まで、1645 - 1、1645 - 2

- イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ロ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第732号

平成18年島根県告示第253号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成18年 7 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所		不明である通知の相手方	
市町村名等	地番	保安林の所有者	住所
浜田市弥栄町三里	□319 - 1	竹内 精一	大阪府東大阪市上六万寺町 1 - 31
浜田市金城町上来原	900続 1	岡本 剛	浜田市黒川町46 - 5
浜田市弥栄町小坂	1125 - 3	佐々木晴夫	浜田市弥栄町小坂638
浜田市弥栄町程原	1085 - 1	斉藤 兼藤	浜田市弥栄町程原386内 1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第733号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成18年 7 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジュンテンドー新六日市店 島根県六日市町951番地外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 道正 島根県益田市下本郷町206番地 5
株式会社サンマート 代表取締役 田中 康男 山口県防府市大字新田1022番地 3
- (3) 変更した事項
ア 大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社サンマート 代表取締役 大谷 信夫

(変更後) 株式会社サンマート 代表取締役 田中 康男
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社サンマート 代表取締役 大谷 信夫
(変更後) 株式会社サンマート 代表取締役 田中 康男

(4) 変更の年月日

平成17年5月25日

2 届出年月日

平成18年6月22日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

吉賀町産業課(吉賀町柿木村柿木500番地1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第734号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成18年7月4日

島根県知事 澄 田 信 義

1 起業者の名称

松江市

2 事業の種類

松江市城西公民館移転建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県松江市外中原町及び堂形町字荒和井地内

(2) 使用の部分

島根県松江市堂形町字荒和井地内

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

松江市城西公民館移転建設事業(以下「本件事業」という。)は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条第1項の規定に基づく公民館の建設を目的とするとともに、土地収用法(以下「法」という。)第3条第22号に掲げる「社会教育法による公民館」に関する事業に該当する。

よって、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第 2 号の要件への適合性について

本件事業の起業者である松江市は、基金処分、交付金及び一般財源により財源措置を講じているので、法第20条第 2 号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第 3 号の要件への適合性について

ア 現在の城西公民館（以下「現城西公民館」という。）は昭和57年に松江市が建設したもので、老朽化が著しいものの、城西公民館区内の住民の地域活動拠点としての役割を担っている。現城西公民館開設後、南平台等が城西公民館区に加わったため公民館区は西側へ拡大し人口が増加し、また、近年の生涯学習への関心の高まりから城西地区の住民が現城西公民館を利用する機会は増加し、年間利用の日数は359日、利用件数は1,800件に達しており、1日当たり 5 件の利用がある。

しかし、現城西公民館は平成17年 3 月31日の周辺 7 町との合併前の松江市（以下「旧市」という。）の21公民館の中で最も規模が小さいものであり、特に敷地面積が小さいため建物が狭隘で会議室等が不足しており、また駐車場敷地も確保できず、公民館活動に様々な支障をきたしているため、城西地区の住民の高いニーズに応えきれず多数の苦情が寄せられている。

また、近年急速に高齢化が進む中で、公民館が地域福祉活動にも活発に取り組むようになったことから、高齢者が安心して公民館を利用できるように、無障壁化（以下「バリアフリー化」という。）すること及び車の交通量の少ない位置に公民館を建設することが強く望まれている。

今後も、内中原町などにマンション等の建設が計画され城西公民館区のさらなる人口増加が見込まれている中、城西公民館の移転建設（新築）を行うことで、十分な会議室・駐車場等を確保しバリアフリー化されれば、城西公民館区の住民の高いニーズへの対応が可能になるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、問題解決の手法及び起業地の選定に当たり、複数の手法及び候補地の中から社会的、技術的及び経済的条件を比較検討した結果、それらの条件を最もよく満たすものを採用していることから、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、法第20条第 3 号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第 4 号の要件への適合性について

松江市が旧市時代の平成13年度に策定した「第 5 次松江市総合計画」の中で、住民の学習、福祉支援、情報提供、また地域社会の核施設としての公民館機能の充実を図るとともに老朽化した施設については計画的に改修・増改築、あるいは新設を行うこととしており、本件事業はこれに基づき松江市内中原町にある老朽化した現城西公民館を外中原町及び堂形町地内に移転建設（新築）をするものである。

現城西公民館に対しては、(3)アでも述べたとおり会議室・駐車場等の不足により住民から多数の苦情がある。また、平成13年には城西地区の住民により城西公民館建設期成同盟会が設置され、松江市教育委員会に対し、城西公民館新築移転促進について陳情書が提出されている。今後、団地造成・マンション建設等により、城西地区の人口は増加し住民ニーズがさらに高まることが想定されるので、本件事業を早急に施行する必要性が認められる。

また、本件事業に係る起業地は、施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲内であると認められる。

さらに、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲内にあり、それ以外の範囲は使用していることから、収用又は使用するの別についても合理的であると認められる。

よって、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第 4 号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

- 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
松江市役所（教育委員会生涯学習課）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年7月4日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日

平成18年6月23日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 松江あけぼの会

- 3 代表者の氏名

大澤 亮三

- 4 主たる事務所の所在地

島根県松江市西川津町字津嘉田825番地5

- 5 定款に記載された目的

この法人は、社会復帰を目指す精神障害者に対して、職業訓練の促進を図り、自立心や協調性、社会適応力の滋養に努め、障害者とその家族が安心して日常生活を送れるよう、作業所運営等の自立支援事業を行うとともに、障害者に対し地域社会が理解を深めるよう啓発活動を推進し、広く、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

- 7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

- 8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎2階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年7月4日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日

平成18年6月23日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 国際交流いずも21

- 3 代表者の氏名

三上 辰男

- 4 主たる事務所の所在地

島根県出雲市西新町 2 丁目2456番地 4

5 定款に記載された目的

この法人は、日本人または諸外国の人々に対して、出雲国際交流会館に関する管理・運営・企画・広報業務を行い、国際交流・外国人の生活支援活動又は青少年育成に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）
出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎 2 階）

計量法（平成 4 年法律第51号）第19条の規定に基づき、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第 2 項の規定により公告する。

平成18年 7 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成 5 年政令第329号）第10条第 1 項に規定する非自動はかり（第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第39条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に該当する特定計量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検査 区 域
11月20日から12月19日まで	特定計量器の所在の場所	松江市、大田市、川本町、美郷町

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第39条第 2 項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第39条第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号の規定に該当する特定計量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検査 区 域
9 月 1 日から11月19日まで	特定計量器の所在の場所	松江市、大田市、川本町、美郷町

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第39条第 2 項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)及び(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検査 期 日	検査 時 間	検査 場 所
美郷町	9 月25日	11時から16時まで	美郷町役場
	9 月26日	10時から16時まで	
	9 月27日	10時から10時30分まで	
川本町	9 月27日	13時30分から15時30分まで	川本町役場
	9 月28日	10時から12時まで	

松江市	9月4日から7日	10時から15時30分まで	松江市役所
	9月8日	10時から12時まで	
	9月11日	10時から15時まで	
	9月12日及び13日	10時から15時30分まで	
	9月14日	10時から15時まで	
	9月15日	10時から12時まで	
	9月20日	10時から14時まで	
	9月21日	10時から15時30分まで	
	10月2日から6日まで	10時から15時30分まで	
	10月10日から13日	10時から15時30分まで	
	10月16日から20日	10時から15時30分まで	
大田市	10月24日及び25日	10時から16時まで	大田市役所
	10月26日	10時から15時30分まで	
	10月27日	10時から14時30分まで	
	11月6日	10時30分から15時30分まで	
	11月7日及び8日	10時から15時30分まで	
	11月9日	9時30分から16時まで	
	11月10日	10時から12時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。